

改正

平成18年3月30日規則第20号

平成23年3月31日規則第13号

平成26年12月26日規則第64号

令和4年3月29日規則第14号

伊丹市環境審議会規則

伊丹市環境保全対策審議会規則（昭和45年伊丹市規則第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市環境基本条例（平成15年伊丹市条例第3号）第18条第11項の規定に基づき、伊丹市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（部会）

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部グリーン戦略室において処理する。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月30日規則第20号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月31日規則第13号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月26日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年3月29日規則第14号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。